

せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

— 保護を申請されるかたに —



せいかつ ほ ご しんせい こくみん けんり
生活保護の申請は国民の権利です。

この「しおり」は生活保護の制度について説明したものです。
もし分からないことがあれば気軽に問い合わせください。

もりやましふくじむしょ
守山市福祉事務所

もりやましくしよけんこうふくしせいさくか
守山市役所健康福祉政策課

ところ 〒524-8585 もりやましょしみにちようめばんごう
守山市吉身二丁目5番22号

でん 話 077-582-1123
電 話

れいわ ねん がつ こうしん
令和8年6月 更新

● 生活保護とは

日本国憲法第25条「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の理念を
具体化した生活保護法に基づくもので、「生存権」を保障する国の制度です。

生活保護は、資産や能力を活用しても生活に困るすべてのかたに対し、困窮
状態に応じて必要な保護を行い、その生活が保障されるとともに、自立した
生活が送れるよう支援することを目的としています。



● 相談から保護開始までの流れ

生活保護を受給するためには次の手続が必要となります。

- ① **相談**
↓
守山市福祉事務所に、お困りの内容を相談してください。
- ② **申請**
↓
申請意思のあるかたは、生活保護を受給するための申請書類を提出します。
- ③ **調査**
↓
守山市福祉事務所の職員が生活や資産の状況などを調査し、生活保護が受給できるかを審査します。
- ④ **保護開始**
保護が決定したら、保護費の支給が始まり、ケースワーカーによる支援が開始されます。

つぎ
次に①～④について詳しく説明します。

① 相談（生活にお困りになったら…）



生活に困っている、生活保護を受給したいと思ったら、
守山市福祉事務所に気軽に相談してください。相談時には、
生活状況や資産状況、ご親族との交流状況などを確認

いたします。プライベートな部分もあるので、お話は可能な範囲で構いません。

また、来所だけでなく、電話での相談も可能です。相談の中で、生活保護の制度

について詳しく説明しますので聞いてください。生活保護の受給を希望する

場合は申請してください。

② 申請（意思があればどなたでも）

生活保護は本人の意思で申請します。（市役所に申請書類

を提出）また、申請に伴い、調査に必要な書類や資産

状況を確認できる資料を求めることもあります。



※急迫した状況にあるときは、本人からの申請がなくても、守山市福祉

事務所に職権（事務所判断）で生活保護の受給を開始する場合もあります。

③ 調査（調査内容と制度について）

生活保護の決定に関することについて説明していきます。

●資産との関係



生活保護の申請をされますと、銀行や生命保険会社などに

資産の調査を行います。預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、

高価な貴金属など売却や活用が可能な資産がある場合には、

その資産を売却して最低生活費に充てていただくこともあります。なお、

居住用の土地家屋については原則として保有が認められますが、処分価値が

利用価値と比べて著しく大きいものは、保有が認められない場合もあります。

なお、個別の事情によって、自動車やオートバイの保有が認められる場合も

ありますので、相談してください。

<資力があるものの、すぐに活用できない場合>

資力（保険金、土地家屋、自動車、手当や年金の受給権など）があるものの、すぐに活用することができず、急迫した事情などやむを得ない理由がある場合は、いったん生活保護を開始します。

ただし、その資力が現金化されるなど活用できる状態になったときは、受け取った保護費の一部または全部を返していただくことがあります。

●能力の活用



はたら 働ける能力があるかたは、その能力に応じて働く
ひつよう 必要があります。ただし、びょうき 病気、けが、その他の理由で働
けないかたは、その問題の解決を優先します。

●扶養照会について

ふようしょうかい 扶養照会とは、おや 親、こ 子、きょうだいしまい 兄弟姉妹などの親族に対し、ふよう 扶養（かのう 可能なはんい 範囲
えんじょ 援助）のかのうせい 可能性をちょうさ 調査するものです。

なお、えんじょかのう 援助可能な親族がいることによって、せいかつ ほ ご 生活保護を受給できないという
ものではありません。

また、DV（か ていないぼうりょく 家庭内暴力）、ぎゃくたい 虐待、かんけいふりょう 関係不良、おんしんふつう 音信不通など特別な事情があ
る場合には、ばんあい 親族へのちょうさ 調査を見合わせることもあるため、そうだん ご相談ください。
（そうだん ご相談しにくい場合はばんあい 最後のページのもうしでしょ 申出書をお使いください。）

●ほかの制度の活用

せいかつ ほ こ いがい 生活保護以外にもねんきん 年金、かくしゅてあて 各種手当、いりょう ひ じよせい 医療費助成、しゃかいほしょうせいど 社会保障制度な
ど、せいかつ ささ 生活を支えるためのさまざまなこうてき 公的なせいど 制度があります。かつようかのう 活用可能
なせいど 制度がある場合には、ばんあい それらをゆうせん 優先してかつよう 活用していただきます。



●原則として生活保護を受給できないかた

- ・暴力団員（暴力団員であることが判明した場合は、申請を却下します。）
- ・ローン付き住宅を保有しているかた（ローン返済期間が短期間で、返済額も少額である場合などは除きます。）
- ・過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたかたで、再度年金担保貸付を利用しているかた

●生活保護のしくみ

さまざまな調査をしたあと、生活保護を受給できるかどうかの審査を行います。審査にあたっては、生活費、住居費、医療費などで算定される最低生活費（世帯単位）と世帯の収入（給料、年金、手当、仕送りなども含みます。）を比較して判定します。次の図のように、最低生活費に対し、世帯の収入が不足する場合は生活保護を受給し、不足部分を補います。自分で得ることができる収入が最低生活費を超える場合は、生活保護を受給できません。

(例)

さいていせいかつひ せたい にんすう ねんれい けってい 最低生活費 （世帯の人数や年齢などによって決定されます。）	
せたい しゅうにゅう きゅうりょう ねんきん てあて しおく 世帯の収入 （給料、年金、手当、仕送りなど）	ふそく せいかつひ 不足してしまう生活費



せいかつ ほ ご ひ
生活保護費

※毎月の保護費は、世帯員の年齢や人数、冬季の暖房費、家賃額、その世帯の収入額などで決定されますので、常に一定のものではありません。

※生活保護は「世帯単位」で受けることが原則です。世帯とは「一緒に居住していて、生計をともにしている」状態のことをいい、血縁関係や婚姻関係になくても原則、世帯と認定されます。ただし、一緒に居住していても、別世帯として認定される場合もあります。

●結果通知

以上のような調査が行われ、守山市福祉事務所に申請した日から原則として、14日以内（特別な事情で調査に時間を要する場合は最長で30日以内）に生活保護を受給できるかどうかの結果を通知します。

④ 保護開始（生活保護が始まった）

生活保護が決定したかたは、担当するケースワーカーが自立に向けた支援を

行っています。

●生活保護の種類

生活保護は、次の8つの扶助があり、国が定めた基準によって、世帯の生活

に必要な扶助を受けることができます。

①生活扶助

衣食、光熱費など日常生活の需要を満たすために必要な費用。個人の年齢や世帯の人数などで決まります。

②住宅扶助

家賃、地代などの費用。



③教育扶助

子どもが義務教育を受けるための学用品、給食費などの費用。



④医療扶助

病院などの受診や薬にかかる費用。（健康保険が適用される範囲に限ります。）



⑤介護扶助

介護サービスを利用するための費用。



⑥出産扶助

出産にかかる費用。



⑦生業扶助

高等学校にかかる費用や就職するために必要となる費用。



⑧葬祭扶助

葬祭に必要な費用



※扶助の支給額には、一定の限度額が定められていますので、注意してください。また、上記の扶助以外にも臨時的な一般生活費として、一時的な扶助が必要に応じて受けられます。

※生活保護世帯の高校生等が大学等へ進学する際や就職する際には、新生活の立ち上げに必要な費用を支援するための費用として「進学・就職準備給付金」が支給されます。

※安定した職業に就いたこと等により、生活保護を必要としなくなったかたには、自立の促進を図るため「就労自立給付金」が支給されます。

.....とあそうだんさき お問い合わせ・相談先.....

○ケースワーカー

ケースワーカーは、生活保護を受給するかが困っていることの解決や自立を目指すうえで、どうしていくとよいかを一緒に考え、手助けします。また、生活状況の確認や相談に応じるために定期的にお住まいを訪問します。



生活で何か問題があれば、遠慮なく相談してください。

なお、個人の秘密は固く守りますのでご安心ください。

みんせい いん ○民生委員

各地域には、生活に困っているかたの相談に応じ、必要な援助を行う民生委員さん（厚生労働大臣が委嘱）がいます。福祉事務所と協力関係にありますので、近くの民生委員さんにも、お気軽に相談してください。

もりやまし ふくしじむしょ
守山市福祉事務所

もりやましやくしよけんこうふくしせいさくか
守山市役所健康福祉政策課

ところ 〒524-8585 もりやましよしみにちようめ ばんごう
守山市吉身二丁目5番22号

でんわ 電話 077-582-1123

年 月 日

扶養照会に関する申出書

守山市福祉事務所長 あて

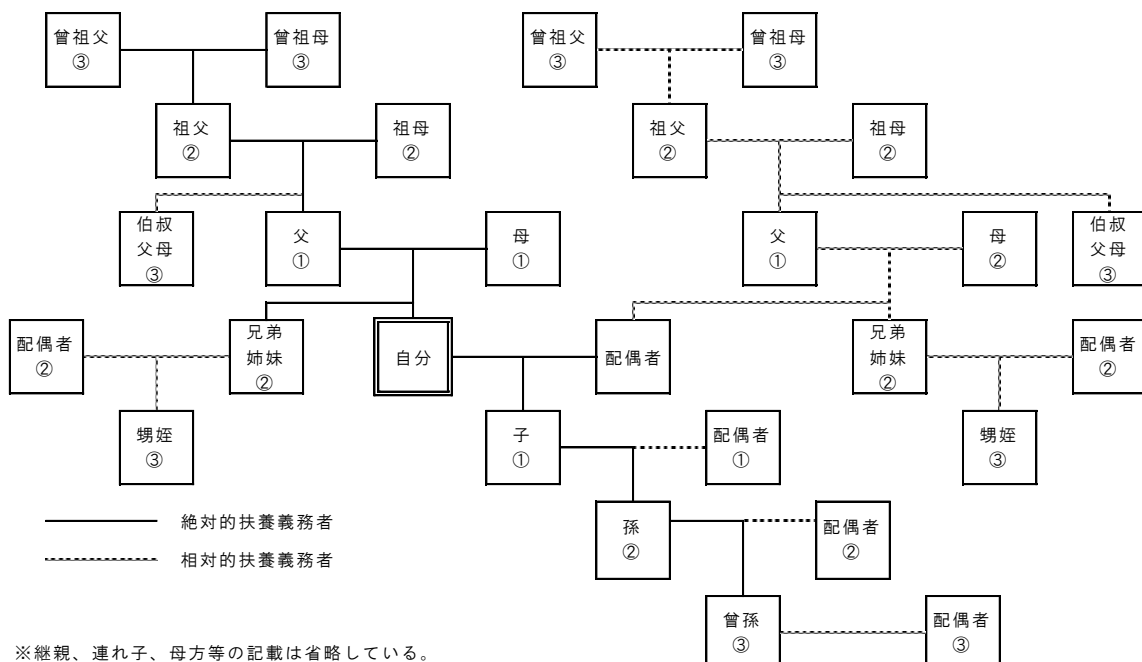
氏 名 _____

私には、以下の扶養義務者がいます。

氏 名	生年月日	続柄	住 所	下記に該当 する場合そ の番号	左欄が⑧、⑩、⑪の場合は その理由

- ① DV 等によるもの
- ② 生活保護を受けている者
- ③ 社会福祉施設入所者
- ④ 長期入院患者
- ⑤ 主たる生計維持者ではない非稼働者（家庭の主婦など）
- ⑥ 未成年者
- ⑦ 概ね 70 歳以上の高齢者
- ⑧ ①～⑦と同様と認められる者
- ⑨ 当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相続をめぐり対立している、縁が切られている等の著しい関係不良、一定期間（例えば 10 年程度）音信不通
- ⑩ ⑨のほか、扶養義務履行（仕送り）が期待できない者
- ⑪ ①～⑩に該当しないが、扶養照会をしてほしくない者

扶養義務者の範囲（3 親等以内）



※継親、連れ子、母方等の記載は省略している。